

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

- (1) この章は、平成12年1月1日から平成12年12月31日までの間の所得について、平成13年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告納税者という。）の申告所得税の課税の事績を、全数調査により集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない人及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない人は、調査の対象から除かれている。
- (2) 各所得者の定義は次のとおりである。

事業所得者	営業所得者	事業所得者のうち、営業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	農業所得者	事業所得者のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	その他事業所得者	事業所得者のうち、営業所得及び農業所得者以外の者をいう。 (例えば弁護士、医師、芸能人などの自由職業者である。)
その他所得者		事業所得者以外の者をいう。

用語の説明：事業所得者とは事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得金額より大きい者をいう。

2 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目					調査方法
		人員	所得金額	軽減(免除)税額	申告納税額	青色申告者割合	
2-1 課税状況							全数調査
(1) 本年分の課税状況	所得者別	○	○		○		
(2) 既往年分の課税状況		○	○		○		
(3) 税務署別課税状況	所得者別	○	○		○		
(4) 免除状況		○	○	○			
(5) 課税状況の累年比較	所得者別	○	○		○		
2-2 所得階級別人員							
(1) 所得者別人員	所得階級別、所得者別	○					
(2) 所得階級別人員の累年比較	所得階級別	○					
(3) 所得者別青色申告者	所得階級別、所得者別	○					
(4) 所得者別青色申告者の累年比較	所得者別	○			○		
(5) 税務署別人員	所得階級別、所得者別	○					
2-3 所得種類別人員、所得金額及び申告納税額							
(1) 所得種類別人員、所得金額及び申告納税額	所得種類別	○	○		○		
(2) 所得種類別人員及び所得金額の累年比較	〃	○	○				

3 所得税課税最低限の累年比較（給与所得者）

区 分	独 身 者	夫 婦 者	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人
	千円	千円	千円	千円
平成 8 年 分	1,107	2,095	2,698	3,539
9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12	1,144	2,200	2,833	3,842

(注) 1 各年とも社会保険料を加味して計算した。

2 平成8～10年・12年の所得税については、夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとして計算した。

3 平成11年の所得税については、夫婦子1人の場合の子供は16歳未満として計算し、夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとし、1人を16歳未満であるものとして計算した。